

# 公認競技会

陸上競技は、走る（歩く）、跳ぶ、投げるといった人間の本源的な動作の速さ、高さ、長さを競う競技である。そしてこの走る、跳ぶ、投げるといった動作を競う場面は、全国の至る所で行われ、その速さ、高さ、長さといった記録についても至る所で計測されている。

しかし、その記録がすべて陸上競技の公認記録として認められるかといえば、答えはNOである。例えば、学校の校庭で行われる運動会で100mの記録が計測されたとしても、それが公認記録として認められることはない。

陸上競技の公認記録は、陸上競技の公認競技会でマークされた記録でなければならない。そして公認記録と認められれば、それは日本のみならず、世界共通に通用する記録となるのである。

## 1 公認競技会の条件

それでは、公認記録を出す前提となる公認競技会とは、どのような競技会であるのか。

本連盟は、2014年に「公認競技会規程」を制定した。その規程によれば、公認競技会の条件は、以下の8つである。

- ① 主催者（主催団体）が本連盟、または本連盟が公認競技会を主催する権利を委譲した団体であること。
- ② 原則として、参加競技者は本連盟登録会員規程に定める登録会員であること。
- ③ 本連盟競技規則に基づいて行われること。
- ④ 本連盟の公認に関する諸規定に合致した陸上競技場、室内陸上競技場、長距離競走路及び競歩路で行われること。
- ⑤ 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。
- ⑥ 管轄する加盟団体または協力団体の審査を経て、本連盟が定める方法により競技会開催前に本連盟に申請され、承認を受けた競技会であること。
- ⑦ 競技結果を本連盟が定める方法及び書式で競技会終了後30日以内に提出されていること。

そして、2019年には「道路競走競技会」においては、以下の

各号を順守することを条件に、公認競技会を主催する権利を委譲することができるとした。

- ⑧ 道路競走競技会開催の条件とは
- ・医師を含む医務員を複数任命する
  - ・緊急医療体制(AEDの配置を含む)を整備する
  - ・競技者、競技役員に対して傷害事故、疾病事故等の保険に加入することである。

以下、これら①～⑧のうち、必要なものについて解説を加える。

## 2 公認競技会の主催者

### (1) 公認競技会を主催する権利

日本陸上競技連盟は定款第5条第1項において、「国際陸上競技連盟に日本の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。」と規定されている。そしてその国際陸上競技連盟競技会規則第2条第7項において、「加盟団体は自国の競技会を認可することができる。」としていることから、日本陸上競技連盟が日本で開催される陸上競技会を認可することが読み取れる。

さらに定款第4条第7号に目的を達成するための事業として、「陸上競技の国際競技大会、日本選手権大会及びその他の競技会の開催に関すること。」が規定されていることから、本連盟のみが日本における陸上競技会を開催すること、すなわち陸上競技の公認競技会を主催することができる と解釈される。

ただし、これは条文からの解釈または類推適用であることから、今まで一般に理解しづらい側面があった。今回制定された「公認競技会規程」においては、このような解釈に委ねられていた部分が、条文で直接示されることとなっている。公認競技会規程第3条第1項において「公認競技会の主催は、国内において本連盟のみがその権利を有する。」と規定された。

### (2) 公認競技会を主催する権利の委譲

本連盟のみが陸上競技の公認競技会を主催する権利（以下「主催権」という。）を有してはいる。しかし、国内には、さまざまな地区、年代、レベルの競技会が数多くあり、それらすべてを本連盟が主催するのは不可能である。そのため、主催権を他の団体に委譲し、そ

の団体が主催した競技会に限り、(他の条件を満たしていれば)公認競技会として認可をし、国内において広く公認競技会が開催されるような仕組みとっている。ただ、この主催権をやみくもに委譲するわけにはいかない。主催権を委譲する団体及びその範囲は、特定する必要はある。

「公認競技会規程」において、主催権を委譲されているのは、以下の団体である。

- ① 加盟団体(都道府県陸協)
- ② 加入団体
- ③ 地域陸上競技協会
- ④ 日本実業団陸上競技連合及びその下部組織
- ⑤ 日本学生陸上競技連合及びその下部組織
- ⑥ 日本マスターズ陸上競技連合及びその下部組織
- ⑦ 本連盟が出資・設立した法人

加盟団体である47都道府県陸協には、都道府県の陸上競技選手権大会及びその地域内での公認競技会を主催する権利が委譲される。また、加盟団体であるということから、都道府県陸協については、本連盟の承認のもとで、全国規模の大会を開催することもできる。

加入団体とは、加盟団体である都道府県陸協に登録している団体であり、郡市区町村陸協や、その他の一般クラブがこれに該当する。「加入団体」以外の上記①、③～⑦に対しては、本連盟が主催権を委譲しているのに対し、加入団体に対しては「加盟団体」が主催権を委譲している。このことは、加入団体の主催する公認競技会は、原則として、その対象は加入団体が登録している都道府県登録者に限られていることを意味する。また、このことから加入団体は全国規模の競技会を開催することはできない。

地域陸上競技協会とは、北海道、東北、関東、東京、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10の陸上競技協会をいい、当該地域に所属する加盟団体をもって構成される。(ただし、北海道陸協、東京陸協は加盟団体であると同時に地域陸協でもある。)地域陸協は、地域陸上競技選手権大会及び地域的競技会の公認競技会を主催する権利を委譲されている。

日本実業団陸上競技連合、日本学生陸上競技連合、日本マスター

ズ陸上競技連合は、下部組織とともに、それぞれ実業団、大学生、マスターズの公認競技会を主催する権利を委譲されている。

これら3団体は本連盟の協力団体であるが、協力団体としてはその他に全国高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）、日本中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の2団体がある。しかし、この2団体に対して、本連盟は公認競技会を主催する権利を委譲していない。それは、高体連及び中体連は、総合体育団体であり、陸上競技のみを目的とする団体ではないからである。そこで、高体連及び中体連とその下部組織については、本連盟もしくは加盟団体（都道府県陸協）の主催のもとに公認競技会を開催することができるとしている。

公認競技会規程においては、本連盟が出資・設立した法人に対しても、公認競技会を主催する権利を委譲することが明確にされた。現在、それに該当する団体は、「東京マラソン」を主催する「東京マラソン財団」である。

### (3) 公認競技会での主催の表記

公認競技会は、本連盟または主催権を委譲された団体が主催しなければ、開催できない。そのため、競技会要項やプログラム等の「主催」には、必ず本連盟もしくは主催権を委譲された団体が列挙されていないなければならない。

#### <全国規模の競技会の例>

日本陸上競技選手権 主催：日本陸上競技連盟

全日本実業団陸上競技選手権 主催：全日本実業団陸上競技連合

日本学生陸上競技対校選手権 主催：日本学生陸上競技連合

全国高等学校陸上競技選手権

主催：日本陸上競技連盟，全国高等学校体育連盟

全日本中学校陸上競技選手権

主催：日本陸上競技連盟，日本中学校体育連盟

### (4) 公認競技会とはならない主催の表記

主催者の表記に関してしばしば問題となるのは、「共催」の扱いと、主催権を委譲された団体が加盟団体となっている体育協会や、構成団体となっている実行委員会等が主催のケースである。

「共催」に関しては、共に開催しているという意味で、主催者の

一翼を担っているのではという解釈はあるけれども、本連盟としては、主催者あつての共催者という見解をとっているので、主催権を委譲された団体が「主催」ではなく、「共催」に列挙されていた場合は、公認競技会にはならない。

次に、主催権を委譲された団体の上部団体が主催者となっている場合である。各自治体単位の陸上競技協会の多くは、その自治体単位の体育協会の加盟団体となっている場合が多い。また、近年のマラソームで、道路競走の競技会が数多く開催されている。その場合は多方面の協力が必要なため、実行委員会等の組織が起ち上げられることが多く、各自治体単位の陸上競技協会は、その実行委員会等の構成団体となっている場合が多い。このようなとき、体育協会や実行委員会のみが主催になっていただけでは、公認競技会にはならない。体育協会や実行委員会等自体に主催権はなく、あくまで主催権を委譲された団体が、主催に列挙されていなければならない。

ここで、公認競技会にならない場合、なりうる場合を例示する。(○は公認競技会と認められる表記、×は公認競技会とは認められない表記)

- × 主催：A市、A市体育協会  
共催：A市陸上競技協会
- 主催：A市、A市体育協会、A市陸上競技協会
- × 主催：B県高体連  
共催：B陸上競技協会
- 主催：B陸上競技協会、B県高体連
- × 主催：C市マラソン実行委員会
- ×→○ 主催：C市マラソン実行委員会  
共催：C市陸上競技協会

今回の公認競技会規程の改定において3つの条件を遵守することを条件に主催権を委譲することが認められることとなった。

- ×→○ 主催：C市マラソン実行委員会（C市、C市教育委員会、C市体育協会、C市陸上競技協会）

### 3 参加競技者

#### (1) 日本陸上競技連盟登録会員

公認競技会規程第5条第1項には、参加競技者に関する規定がある。そこでは、「公認競技会には、本連盟登録会員規程に定める登録会員のみが競技者として参加できる。」としている。

ここで登録に関して、簡単に説明しておく。「登録会員規程」第6条には登録の種類が規定されている。そこに記載されているのは、団体登録、個人登録、小学生登録、中学生登録、高校生登録、大学生登録、ロードレース登録である。ただし、小学生登録及びロードレース登録に関しては、登録会員規程第10条に謳われているように、まだ定められてはいない。それでは、登録の種類によって、どの登録会員となるか、以下の表にまとめている。

	団体登録	個人登録	中学生登録	高校生登録	大学生登録
加入団体	◎				
中学			◎		
高校				◎	
大学					◎
都道府県陸協	○	◎	○	○	○
都道府県中体連			○		
都道府県高体連				○	
地区及び日本学連					○
日本陸連	○	○	○	○	○

この表で○はその団体の登録会員であることを示し、◎はその団体の登録会員であると同時に、所属名の団体であることを示す。例えば、東京都のX高校で東京都高体連を通じて登録すれば、東京都高体連、東京陸協そして日本陸連にその登録情報が送付されることから、所属名はX高校で、X高校の登録会員であると同時に、東京都高体連（陸上競技専門部）、東京陸協、日本陸連の登録会員となる。

上記のいずれについても、都道府県陸協と日本陸連には登録情報もたらされることから、登録をすることによって都道府県陸協及び日本陸連の登録会員（登録競技者）となる。これらの登録による競技者のみが参加していれば、その競技会は公認競技会の要件を満たすことになる。逆に言えば、参加資格に登録競技者であることを明示しておけば、例えば、それが「東京陸協登録競技者」や「東京都高体連登録競技者」といったような記載であっても、「日本陸上競

技連盟登録競技者」であり、公認競技会の要件は満たされる。

これ以外に、協力団体に関係する登録で、実業団登録とマスターズ登録というものがある。実業団登録をしている競技者については、一方で加入団体を通じた団体登録または個人登録をしている。そのため、実業団登録を参加資格としている実業団連合主催の競技会であっても公認競技会の要件は満たされることになる。

しかし、他方マスターズ登録をしている競技者については、必ずしも加入団体を通じた団体登録または個人登録をしているわけではない。そのためマスターズ登録を参加資格としているマスターズ連合主催競技会は、公認競技会の要件を満たしてはいず、一部の競技会を除き、公認競技会とは認められない。

## (2) 参加競技者に関する例外

原則として、公認競技会に参加できるのは日本陸連登録会員であり、日本陸連登録会員のみが参加競技者でなければ公認競技会の要件を満たすことにはならない。しかし、ここに例外がある。公認競技会規程第5条第1項但し書きで、以下の3つの場合を挙げている。

- ① 道路競技会に参加する競技者
- ② 小学生競技者
- ③ 主催者が認めた外国人競技者

上記の競技者に関しては、登録会員ではなくても公認競技会に参加することはでき、逆に言えば、上記の競技者が参加していたとしても公認競技会の要件は満たされることになる。

- ① 道路競技会に参加する競技者

ここでいう道路競技会とは、競技規則第240条第1項の道路競走で規定されている競技会を指し、クロスカントリーとマウンテンレース、道路で行われる競歩競技、そして駅伝競走については含まない。ロードの公認競技会を主催する団体は、非登録会員であっても参加をさせることは可能である。ただし、道路競走でマークされた非登録会員の記録は公認記録とならないことはいうまでもない。

- ② 小学生競技者

小学生に関しては注意が必要である。先にもふれたように、登録会員規程第6条に項目としては挙げられているが、いまの

ところ本連盟として制度化した登録とはなっていない。ただし、いくつかの加盟団体（都道府県陸協）においては小学生登録を行っているところがある。そこで問題となるのは、これらの小学生登録が当該加盟団体の中で完結し、他の加入団体登録とは異なり、本連盟まで登録情報が伝わっていない場合があることである。このような事情や、そもそも小学生登録自体行われていない場合がほとんどである。そこで、普及の観点からも小学生を対象としている場合には、公認競技会であっても非登録会員である小学生の参加を認めることとなっている。この場合も、日本陸連の非登録会員である小学生の記録については公認記録とはならない。

### ③ 主催者が認めた外国人競技者

外国人競技者は、一般的には、日本陸連登録会員ではない。そのため、海外のトップアスリートを招待して競技会を行うような場合、そのような外国人競技者を例外としておかないと、その競技会は公認競技会の要件を満たさなくなってしまう。

ただし、外国人競技者（日本に継続して6カ月以上居住し、本連盟の登録会委員になっている者を除く）に関しては、第2条第7項の国内適用第4項において「外国人競技者の競技参加のすべての交渉は、本連盟を通じまたは承認を得ておかなければならない。」となっており、日本陸連の承認が必要である。その際には第6項に規定されているとおり「外国人競技者の出場資格」にあるように、「その者の属する国の IAAF 加盟団体から競技者資格および参加許可に関する証明書」を日本陸連に提出する必要がある。このような書類を提出し、日本陸連の承認を得てはじめて、「本連盟が公認する競技会にその競技会の規定に基づき出場することができる。」ことになる。

なぜこのような手続きをとる必要があるのだろうか。それは、日本国内のレースで外国人競技者がマークした記録を当該国の陸連に確実に伝達するためである。もし当該国の国内記録または世界大会（オリンピックや世界選手権）の参加標準記録を突破するような記録がマークされた場合、その重要性は非常に大きくなる。



当該国の陸連としても競技者資格及び参加許可に関する証明書を発行することを通じて、その競技者が日本のどの大会に参加しているかを把握できることになる。他方、日本陸連としても日本国内のどの競技会に外国人競技者しているかを把握でき、当該国に対しそこで記録がマークされたことを伝達することができる。さらに、国内記録等であれば当該国の競技規則に基づく必要な資料（判定写真や各所の証明書等）の提供や、必要な措置（ドーピング検査の実施等）の実施が可能となる。

このような手続きを踏まえた上で、「主催者が認めた」外国人競技者は、登録会員でなくても公認競技会に参加できることとなる。

#### 4 競技場及びコース

公認競技会規程第7条第1項では「公認競技会は、本連盟の公認に関する諸規定に合致した陸上競技場、室内陸上競技場、長距離競走路及び競歩路で行うものとする。」とされる。

今回の公認競技会規程で明確にされたのは、クロスカン트리ー競走、マウンテンレース、駅伝競走に関するコースに関してである。これらについてもそれぞれ競技規則第250条、第251条、駅伝競走規程に合致したコースであれば、公認競技会を開催できると認めた点である。（これらのコースについては、公認競走路としての申請も必要としていない。）

そのため、他の公認競技会の要件を満たしていれば、クロスカン트리ー競走、マウンテンレース、駅伝競走についても公認競技会として開催できる。

#### 5 道路競走競技会の開催

近年のマラソンブーム、ジョギングブームを反映して、各地で様々な道路競走競技会が開催されている。競技場内で行われる競技会と違い、一度に多くの競技者がスタートすること。コースが本部から遠く離れ、競技役員の目が十分に届かないこと。等が問題点として挙げられている。

競技者の万一の安全を考慮して競技会を開催、運営する必要がある。

り、そのためには

- ・医師を含む医務員を複数任命し、要所要所に救護所を設けたり、医務員自身が移動しながら競技者の健康観察を行い、緊急時には即対応できるようにすることが必要である。
- ・併せて、AEDの配置を含めて緊急医療体制を整備し、医療機関と連携を取りながら、緊急時に備えることが必要である。加盟団体によっては、日本赤十字社、消防署の協力を得ながら、競技役員を対象に救急救命講習やAEDの使用講習を実施し、競技役員の緊急時対応の意識や技能の向上に役立てられているところもある。
- ・競技者や競技役員に傷病事故や疾病事故が発生した場合に備え、各種保険に加入しておくことも必要である。競技者に対しては、保険加入条件を説明した上で、参加料の中にその金額分を含めている加盟団体が多い。また、競技役員に対しては年間を通して、あるいはその競技会ごとに保険に加入している加盟団体がある。一考して頂きたい。

## 6 公認競技会の要項

### (1) 要項のひな型

公認競技会を開催するにあたって、主催者は競技会の要項を作成し、参加競技者を募集する。それと同時に、要項には、その内容に基づいて競技会が運営されるという側面もある。そのため、要項の記載事項は、競技会にとって非常に重要な意味をもつ。

ここで、本連盟主催競技会の要項について、そのひな型を示す。競技会の規模や内容によっては、特に記載する必要のない事項もある。しかし、どのような事項を考慮する必要があるのか、参考にしていきたい。

## 《公認競技会の要項のひな型（日本陸連主催競技会）》

1. 主催	16. 表彰
2. 共催	17. 個人情報取り扱いについて
3. 後援	18. その他
4. 主管	(1)正式な競技日程…
5. 特別協賛	(2)競技中に発生した傷害…
6. 協賛	(3)ドーピングコントロール
7. 特別協力	(4)TUE申請
8. 期日	(5)未成年競技者
9. 場所（※ロードはコース）	親権者からのドーピング検査に対する同意書の取得
10. 種目	(6)…持ち込める物品の商標…
11. 参加資格 （※ロードは制限時間等）	(7)大会の映像…
12. 競技規則	(8)宿舎等
13. 参加料	(9)棒高跳用ポールの送付先について
14. 申込方法	19. お問合せ先
15. 欠場について	

※;共催, 特別協賛, 協賛, 特別協力等がない場合は, 項番を繰り上げる。

## 《共通的な項目の記載例（日本陸連主催競技会）》

<p><b>【ロードのコース】</b></p> <p>〇〇コース このコースは〇 km,・・・〇 km の記録が公認される。ただし, 完走/完歩した競技者が対象。</p> <p><b>【参加資格】</b></p> <p>20xx年度日本陸上競技連盟登録者で,・・・日本国籍を有する競技者(日本で生まれ育った外国籍競技者を含む)</p> <p><b>【競技規則】</b></p> <p>20xx年度日本陸上競技連盟競技規則による。</p> <p><b>【欠場について】</b></p> <p>大会参加が認められた後に棄権する者は, 本大会規定の欠場届(日本陸連ホームページ大会情報本大会要項)に必要な事項を記入し大会前日までに本大会事務局へFAX(xx-xxxx-xxxx)すること。大会開催中は招集所に提出のこと。届けなく欠場した者は,</p>
--

本連盟及び加盟団体の主催・主管する競技会に出場を認めない処置を講ずることがある。

#### 【個人情報取り扱いについて】

(1) 主催者及び共催者は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を順守し個人情報を取り扱う。なお、取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成及び作成、記録発表、公式ホームページその他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等のみ利用する。

(2) 本大会はテレビ放送及びインターネットで動画配信を行うことがある。

<※；テレビ放映／インターネット配信を行う場合に入れる。>

(3) 大会の映像・写真・記事・個人記録等は、主催者、共催者及び主催者、共催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。

#### 【正式な競技日程】

正式な競技日程及び競技注意事項等は、申込締切後に資格審査を行い、xx月xx日(x)以降、日本陸連ホームページに掲載する。

<http://www. . .>

#### 【競技中に発生した傷害・・・】

競技中に発生した傷害・疾病についての応急措置は主催者側に行うが、以後の責任は負わない。

#### 【ドーピングコントロール】

国際陸上競技連盟ドーピング防止規程もしくは日本ドーピング防止規程に基づいて行われる。なお、本大会のドーピング検査では、尿又は血液（或いは両方）の採取が行われる。該当者は指示に従って検査を受けること。競技会時、ドーピング検査の対象となった場合、顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、顔写真が鮮明なパスポートコピーなどを持参すること。

#### 【TUE申請】

禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は"治療目的使用に係る除外措

置 (TUE) " の申請を行わなければならない。詳細については、日本陸上競技連盟医事委員会のホームページ (<http://www.jaaf.or.jp/medical/index.html>), 又は日本アンチ・ドーピング機構ホームページ (<http://www.playtruejapan.org/>) を確認すること。

**【・・・持ち込める物品の商標の大きさ・・・】**

競技者の衣類及び競技者が競技場内（練習場を含む）に持ち込める物品の商標の大きさは、競技会における広告及び展示物に関する規程（国内）による。←※国際大会は（国内）を外す。

**【大会の映像・・・】**

大会の映像は主催者及び共催者の許可なく第三者がこれを使用すること（インターネット上において画像や動画を配信することを含む）を禁止する。

(2) 公認競技会を開催するにあたっての要項のチェックポイント

公認競技会規程第9条には、「公認競技会を開催するには、管轄する加盟団体または協力団体の審査を経て、本連盟が定める方法により競技会開催前に本連盟に申請し承認を受けなければならない。」と規定されている。

各都道府県陸協の加入団体、または協力団体の傘下の団体が公認競技会の開催を申請した場合、各都道府県陸協及び協力団体は、その競技会が公認競技会として認められるかどうかの審査を行う。競技会の要項は、その際の最も重要な審査資料となっている。要項上、公認競技会として認められるための重要な点は以下のとおりである。

- ① 「主催」に「日本陸上競技連盟」もしくは主催権を委譲された団体が列挙されているか。
- ② 参加資格に「日本陸上競技連盟登録者」であることが明記されているか。
- ③ 競技規則が「日本陸上競技連盟競技規則」に則っているか。
- ④ 会場もしくはコースが、駅伝等を除き、公認陸上競技場、公認室内陸上競技場、公認長距離競走路及び競歩路となっているか。

なお、②については、「3. 参加競技者(1)」で示したとおり、各都

道府県陸協登録者，各都道府県高体連・中体連登録者，日本学連（または地区学連）登録者といったことの明記でもかまわない。

# 公認記録

「公認記録」に関しても、2014年に「公認記録規程」が制定され、その内容が整理された。そこでは、公認記録とは「本連盟が認めた記録をいう。」と定義されている。

ここでは、公認記録となるための条件、公認競技会と公認記録との関係について解説する。

## 1 公認記録の条件

「公認記録規程」で定められた公認記録の条件は以下の4つである。

- ① 公認競技会で樹立された記録であること。ただし、クロスカントリー競走、マウンテンレース及び駅伝競走を除く。
- ② 競技者が日本陸上競技連盟登録会員であること。
- ③ 競技場で行われる種目は、事前に検定を受けている距離及び器具で実施されていること。
- ④ 競技会終了後30日以内に指定された方法で、本連盟に結果が申請されること。

※風に関する規程に抵触している記録は資格記録や最高記録として認められない。

## 2 公認競技会でも公認記録とならない場合

公認記録は、公認競技会でマークされた記録であるが、公認競技会でマークされた記録が、すべて公認記録となるわけではない。それを上記の公認記録の条件をもとに見ていくこととする。

### (1) 公認競技会の種類に関して

公認記録の条件①の部分で、クロスカントリー競走、マウンテンレース、駅伝競走に関しては、それらが公認競技会であっても、そこでマークされた記録は公認記録とはならない。その主たる理由は、それらの競技会が行われているコースが公認競走路ではないためである。公認の駅伝競技会の10km区間での記録は、その競技会での記録（大会記録等）としては認められるが、10kmの公認記録とはならない。

## (2) 公認競技会の参加者に関して

公認競技会においても、日本陸上競技連盟登録会員以外の競技者が参加できる場合がある。これに関しては前述の「公認競技会 3.(2)参加競技者の例外」に記載されている。

そこに記載のあるもののうち、道路競走の公認競技会に参加した非登録競技者と、本連盟に登録されていない小学生競技者のマークした記録については、公認記録とは認められない。

## (3) 公認陸上競技場に関して

公認陸上競技場で開催される公認競技会においても、公認記録が認められない場合がある。

まず1つは、事前に検定を受けていない距離で実施された記録である。例えば、50m、60m、80mといった距離に関しては、陸上競技場の検定の際にスタート地点が計測されておらず、マークやポイントがうたれていない。このような距離で競技を行う場合、技術総務、公式計測員等が巻き尺で計測をしてスタート地点を定めてはいるが、検定された距離でない以上、そこでマークされた記録を公認記録とすることには問題がある。

もう1つは、事前に検定を受けていないレーンで実施された記録である。この主なものは、100mで向かい風が吹いている時に、逆走をしたり、バックストレートで競技を実施する場合である。ホームストレートの逆走やバックストレートの100mが事前に検定を受けている場合には問題はないが、もしこのような検定を受けていない陸上競技場で、そのような方法で競技を行った場合には、そこでマークされた記録は公認記録とは認められない。

## (4) 競技規則に関して

公認競技会は日本陸上競技連盟競技規則に則って開催されなければならない。そのため、競技規則に記載されていない規格の器具を用いて実施された種目の記録については公認記録と認定されない。

ジャベリックボール投やジャベリックスロー等、競技規則に規定されていない投てき物を用いての競技、小学生用のハードルといった、競技規則とは異なる規格で実施される競技の記録がこれにあたる。



### 3 公認記録が認められる種目・距離について

公認競技会においてマークされた記録については、前述の例外を除き、公認記録として認められる。それでは、どんな種目または距離でも公認記録として認められるのだろうか。

競技規則によれば、ハードル競技、障害物競走、リレー競技、道路競走については、それぞれ標準の距離が定められている（第168条1、第169条1、第170条1、第240条1）。また混成競技については第200条1～5、及び第200条の国内規定で、構成される種目が明記されている。そしてフィールド種目については、走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投のみが明記されている。そのため、これらの競技に関しては、その標準距離及び種目以外については公認記録とは原則として認められない。

問題になるのはトラック競技の距離と、競歩競技についてである。競歩競技のうち道路競歩については、公認競歩路で実施されるため、それぞれの公認競歩路で公認される距離が決まっていることから、これ以外の距離では記録は公認されない。

しかし、トラック競技の競走競技と競歩競技については、競技規則の上で種目に関する規定は特にはない。そのため、公認陸上競技場においてスタート地点にマーカーやポイントがある競技については、記録としては公認される。例えば、4000m競走の競技を実施したとしても記録は公認される。

ただ、記録は公認されたとしても、その距離が一般的に実施され、認知されているのかという問題がある。実際、中学・高校の特有の種目を除いては、多くの公認競技会で実施されているのは、世界記録または日本記録が認められる種目についてである。それ以外の種目について競技を実施し、公認記録として認められたとしても、注目されることはほとんどないというのが実情である。

### 4 世界記録、日本記録が認められる種目

それでは、世界記録または日本記録が認められる種目とはどの種目か。これについては第261条～第265条に記載がある。それをまとめたものが下記の表である。

なおエリア記録（アジア記録）が認められる種目は、世界記録が認められる種目と同じである。

<世界記録・日本記録になる種目>

種目	オリンピック	世界		日本		U20 世界		U20 日本		U18 日本		室内世界		室内日本		U20 室内世界		U20-U18 室内日本	
		男子 (45種目)	女子 (45種目)	男子 (56種目)	女子 (53種目)	男子 (26種目)	女子 (27種目)	男子 (28種目)	女子 (30種目)	男子 (26種目)	女子 (28種目)	男子 (22種目)	女子 (22種目)	男子 (20種目)	女子 (20種目)	男子 (16種目)	女子 (16種目)	男子 (16種目)	女子 (16種目)
50m		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-
60m		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)
100m	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-
200m	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)
300m		-	-	(写)	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
400m	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)
800m	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)
1000m		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1500m	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1 マイル		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2000m		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3000m		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5000m	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10000m	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
15000m		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20000m		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 時間		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25000m		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30000m		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50mH		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-
60mH		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)
110mH	*	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100mH	*	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-
300mH	*	-	-	-	-	-	-	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-
400mH	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-
2000mSC		-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
3000mSC	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
4 × 100mR	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-
4 × 200mR		(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-	-	-	(写)	-	(写)	-	-	-	-	-
100+200+300+400m		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 × 400mR	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	(写)	-	(写)	-	-	-	-	-
4 × 800mR		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	(写)	○	(写)	-	-	-	-
ディスタンスメドレー		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 × 1500mR		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
男女混合 4 × 400mR	*	(写)		(写)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3000mW (トラック)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-
5000mW (トラック)		-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
10000mW (トラック)		-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20000mW (トラック)		○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

種目	オリエンテーション	世界		日本		U20 世界		U20 日本		U18 日本		室内世界		室内日本		U20 室内世界		U20-U18 室内日本	
		男子 (45種目)	女子 (45種目)	男子 (56種目)	女子 (53種目)	男子 (26種目)	女子 (27種目)	男子 (28種目)	女子 (30種目)	男子 (26種目)	女子 (26種目)	男子 (22種目)	女子 (22種目)	男子 (22種目)	女子 (20種目)	男子 (16種目)	女子 (16種目)	男子 (16種目)	女子 (16種目)
30000mW (トラック)		○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50000mW (トラック)		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2時間 W (トラック)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
五種競技		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)
七種競技	*	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-
八種競技		(写)	-	-	-	-	-	-	-	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
十種競技	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写) <sup>h</sup>	(写)	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道 路 競 走	5km	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10km	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15km	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10 マイル	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20km	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハーフマラソン	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25km	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30km	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	マラソン	*	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100km	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロードリレー (マラソンの距離のみ)	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
競 歩 道 路	5km	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10km	-	-	●	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15km	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20km	*	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30km	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50km	*	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
跳 躍	走高跳	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	棒高跳	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	走幅跳	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三段跳	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
投 げ ぎ	砲丸投	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	円盤投	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
	ハンマー投	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
	やり投	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	

写 : 写真判定のみ

○ : 写真判定あるいは手動計時

● : 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時

【注意①】 競歩競技を除く女子道路競走について、IAAFは、男女混合レースで樹立された世界記録と女子単独レースで樹立された世界記録に分けて二つの世界記録を公認する。

【注釈】 IAAFは男女別に時間差を置いてスタートするレースは「女子単独」に含めている。

【注意②】 競歩競技を除く女子道路競走について、男女混合レースで樹立された日本記録と女子単独レース(男女別時間差スタートを含む)で樹立された日本記録に分けて二つの日本記録を公認する。

※7300点を超える場合のみ認定

\*アジア記録は世界記録と同じもの

## 5 U20世界記録とU20日本記録, U18日本記録

2016年度の競技規則の改正において、年齢区分の表記が変更となった。従来、「ジュニア」と呼ばれていたのがU20（アンダー20）、「ユース」と呼ばれていたものがU18（アンダー18）と表記されるようになった。

第141条によれば、U20は「競技会が行われる年の12月31日現在で18歳あるいは19歳の競技者」、U18は「競技会が行われる年の12月31日現在で16歳あるいは17歳の競技者」と定義づけられている。

このことからU20世界記録の対象となるのは、競技会が行われた年に満18歳か満19歳の競技者ということになる。

一方、U20日本記録に関しては、若干注意が必要である。競技会が行われた年に満18歳か満19歳かという点については同じであるが、第141条1項の国内規定にあるように「国内のユース、ジュニア競技会では年齢区分の下限は設けない。」ことから、満18歳未満の競技者がマークした記録であってもU20日本記録として認められている。

もうひとつU20日本記録に関して注意することがある。日本においては4月1日現在の年齢で学齢が定められているのが通常であるため、U20に相当するかどうかは学年のみでは判断できない。（U18についても同様）。大学2年生でも、場合によってはU20に相当する競技者も存在する。そのため、記録が出そうな競技会では、競技者の生年月日のチェックも重要な主催者の職務となってくる。

第141条においてU18の定義がされているが、第260条において「U18世界記録」というものは設定されていない。しかしIAAFのホームページ上では、U18世界最高記録（U18-World Best Performance）が紹介されている。

日本においては、2017年度より「U18日本記録」が制定された。世界においてはU18世界選手権（世界ユース選手権）、日本においてはU18日本選手権（日本ユース選手権）が開催されているためであり、過去に対象年齢の競技者がマークした記録を調べて設定したものである。

U18日本選手権の種目の設定にあたっては、ハードルの規格、

投てき物の規格等で「日本記録」や「U20日本記録」と異なるものがある。対象競技者の中には、U18日本記録で設定規格よりも厳しい規格（より高いハードルやより重い投てき物）で、よい記録をマークしている場合がある。設定されている規格よりも条件の厳しい規格でマークされたものについては、それをU18日本記録として認定している。

## 6 世界記録、日本記録が認められるための要件

公認競技会において、日本記録または世界記録を上回る記録がマークされたとする。公認競技会でマークされた公認記録であるから、直ちに日本記録または世界記録として公認されるかということ、そうではない。

その記録が日本記録または世界記録として正式に認められるためには、日本記録または世界記録としての要件を満たす必要がある。それについては第260条及び第265条に規定されており、これをまとめたのが下記の表である。

各種目に該当する要件をすべて満たしていることが認定されたときに、はじめて世界記録、日本記録として公認されるのである。

逆に言えば、従前の世界記録または日本記録を上回り、公認記録として認められているにもかかわらず、世界記録もしくは日本記録とならない場合があるのは、これらの要件のうち1つでも満たされていないものがあるためだと、ご理解いただきたい。

なおエリア記録（アジア記録）が認められるための要件は、世界記録が認められるための要件と同じである。

（付録：世界記録、日本記録が認められるための要件参照）

<世界記録・アジア記録・日本記録が公認されるための要件>

【トラック競技】

要件	機関規則	世界記録	U20 世界記録	室内 世界記録
IAAF競技規則の適用	260.1	○	○	○
国際陸連（アジア陸連）への公式な記録申請	260.6	○	○	○
IAAFのクラス2以上の施設であること	260.12(a)	○	○	211 213
判定写真とゼロコントロールテストの写真提出	260.7(c)	○	○	○
ドーピングテストの実施	260.3(e)	○	○	○
計時方法 （手動計時・写判システムで記録計時）	260.14(a)	○	○	○
写真判定装置の使用（～800m(4×200mリレーおよび4×400mリレーを含む)まで）	260.14(b)	○	○	○
スタート・インフォメーション・システム（～400m(4×200mリレーおよび4×400mリレーを含む)まで）	260.14(e)	○	—	○
非機械的風速計の使用（～200mまで）	260.14(c)	○	○	—
個人種目で3人以上、リレー種目で2チーム以上の出場	260.1	○	○	○
男女混合でないこと（第147条において適用外あり）	147 261【注意】 iii	○	○	○
競歩種目：国際競歩審判が少なくとも3人以上	260.19	○	○	○

【フィールド競技】

要件	機関規則	世界記録	U20 世界記録	室内 世界記録
IAAF競技規則の適用	260.1	○	○	○
国際陸連（アジア陸連）への公式な記録申請	260.6	○	○	○
IAAFのクラス2以上の施設であること	260.12(a)	○	○	211 213
ドーピングテストの実施	260.3(e)	○	○	○
非機械的風速計の使用（走幅跳・三段跳）	260.17(b)	○	○	—
個人種目で3人以上、リレー種目で2チーム以上の出場	260.1	○	○	○
計測方法 （鋼鉄製巻尺、または高度計で計測し、3人の審判員が確認。 又は、科学計測装置（EDM、VDM）で計測）	260.17(a)	○	○	○
投てき物の再検査	260.17(d)	○	○	○

○…必須／－はなくてもよい。

U20室内 世界記録	アジア記録	U20 アジア記録	室内 アジア記録	U20室内 アジア記録	日本記録	U20-U18 日本記録	室内 日本記録	U20-U18室内 日本記録
○	○	○	○	○	* 国内適用のルールもある			
○	○	○	○	○	* 日本陸連へ申請必要			
211 213	○	○	211 213	211 213	* 国内適用のルールもある			
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○ (オリンピック 種目のみ)	—	—	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	○	—	○	—	—	—	—	—
—	○	○	—	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	—	—	—	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	○	○	○	—	JRWJ1名	JRWJ1名	JRWJ1名	—

○…必須／－はなくてもよい。

U20室内 世界記録	アジア記録	U20 アジア記録	室内 アジア記録	U20室内 アジア記録	日本記録	U20-U18 日本記録	室内 日本記録	U20-U18室内 日本記録
○	○	○	○	○	* 国内適用のルールもある			
○	○	○	○	○	* 日本陸連への申請必要			
211 213	○	○	211 213	211 213	* 国内適用のルールもある			
○	○	○	○	○	○ (オリンピック 種目のみ)	—	—	—
—	○	○	—	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	—	—	—	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 【ロード競技】

要件	根拠規則	世界記録	U20 世界記録	
IAAF競技規則の適用	260.1	○	○	
国際陸連（アジア陸連）への公式な記録申請	260.6	○	○	
ドーピングテストの実施	260.3(e)	○	○	
個人種目で3人以上、リレー種目で2チーム以上の出場	260.3(e)	○	○	
計時方法 （手動計時・写真判定・自動応答システムで記録計時）	260.14(a)	○	○	
国際競争審判が少なくとも3人	260.19	○	○	
コースの自転車計測（IAAF・AIMS計測員AまたはB級）	260.20(a) 260.21(a)	○	○	
コースの条件（セパレーション・エレベーション） ※道路競歩は1周が1km以上2km以下	260.21(b) 260.21(c) 260.20(h)	○	○	
レース当日のコース確認 （IAAF・AIMS計測員により設営が正しくなされているか確認）	260.21(d) 260.20(c)	○	○	
コース再計測 （A級1名含2名上で計測され、当日、うち1名が設営確認を実施した場合は不要）	260.21(e) 260.20(d)	○	○	

※ロードレースの途中計時については、記録が認められることがあるので、第260条21 (f)を確認のこと。

\* 国外で日本記録（U20・U18を含む）・日本室内記録（U20・U18を含む）を上回るか同等の成績を記録した場合には、陸連事務局に即時連絡すること。

\* 国外に遠征する場合には、登録証明書海外用を事前に作成し遠征先に提出しておくこと、記録証明などを入手し易い。（記録用紙類参照）

## 追風参考記録は公認記録か否か

「200 m以下のトラック競技、及び走幅跳、三段跳で2 mを越える追風が吹いている場合、その記録は追風参考記録となる。」というのは陸上競技において、かなり一般的なものと理解されている。

では、その競技規則上の根拠条文はどこにあるのだろうか。これについては第260条14 (c)、第260条17 (b) がそれに相当すると考えられている。

第260条14 (c) では、「200 m以下の屋外記録は、（中略）風速の報告が必要である。平均秒速2 mを超える風力が走る方向へ吹いたと測定された場合、記録は認定されない。」となっている。問題は、下線を引いた「記録」が何を指すかである。第260条は「世界記録」を扱っている条文である。とすると、こ



○…必須／－はなくてもよい。

	アジア記録	U20 アジア記録			日本記録	U20・U18 日本記録		
	○	○			*国内適用のルールもあり			
	○	○			*日本陸連への申請必要			
	○	○			○ (オリンピック 種目のみ)	—		
	○	○			—	—		
	○	○			○	○		
	○	○			JRWJ1名	JRWJ1名		
	○	○			*国内適用のルールもあり			
	○	○			○	○		
	○	○			—	—		
	○	○			—	—		

の記録は記録一般のことではなく、世界記録を上回った記録と解釈されるのではないだろうか。そのような記録は追風が2mを超える場合には世界記録としては認定されないのである。

追風が2mを超えた場合、世界記録（第265条で日本記録）として認定されないことは条文上確認できたが、はたして公認記録としては扱われないのであろうか。

世界記録や日本記録の延長線上で考えると、高校記録、中学記録、そして大会記録等としては認定できないし、追風参考記録をもって他の競技会の資格記録とすることもできないであろう。

しかし、公認競技会でマークされた記録は原則として公認記録である。もし追風参考記録を非公認記録とすると、不都合な問題が生じる。

記録で次のラウンドの進出者を決定する場合や、タイムレースで順位を決定する場合、風については考慮していない。追風

参考記録であっても、タイムのよい者が次ラウンドに進出した  
り、上位の順位となる。追風参考記録が非公認記録とすると、  
公認記録と非公認記録が比較されるということになり、追風参  
考記録の方が記録がよければ非公認記録の方が順位が上になる  
ということで、公認競技会の中で矛盾が生じることになる。こ  
れは走幅跳のトップ8の決定や、順位決定についても同様であ  
る。

このように考えていくと、2 mを超える追風のもとでマーク  
された記録については、公認記録ではあるけれども、追風参考  
記録として、各種の歴代最高記録（世界記録、日本記録、大会  
記録等）、ランキング記録、そして他の競技会参加のための資  
格記録とすることはできない。このような解釈をするのが妥当  
ではないだろうか。

## 公認の道路競走競技会における留意点

### 公認記録の扱い

道路競走競技会においては、公認競技会で登録者と未登録  
者が混在して競技を行うことが認められている。しかしなが  
ら当然その中で本連盟登録会員の記録のみが公認記録となる。  
道路競走競技会においては、グロスタイム（スタートの号砲か  
らフィニッシュまでの時間）とネットタイム（スタートライン  
を通過した時からフィニッシュまでの時間）が表示されること  
がよくあるが、公認記録となるのはグロスタイムのみである。  
参加標準記録として使用できるのもグロスタイムである。一方  
で、大規模大会ではスタート位置によって大幅にタイムが異な  
ることから、世界的には、エリートを除く一般ランナーに対し  
てネットタイムを大会の正式タイムとして採用するレースが増  
えている状況である。技術的にグロスタイムとネットタイムの  
両方計測することは可能であることから、公認記録としてはグ  
ロスタイムを適用するが、ネットタイムを有効活用しても構わ

ない。

### ウェーブスタートの実施

日本国内では一斉スタートが主流のスタート方式であるが、大規模大会における一斉スタートの問題点として、特に速度の異なるランナーが一斉にスタートすることによる転倒事故の危険性や、スタート直後の混雑によるタイムロスを挽回する為に一般ランナーが無理なペースで走ることで、怪我や心肺停止等のリスクを高める等の問題が挙げられる。海外ではニューヨークシティマラソンやボストン・マラソンは参加者を何組かに分け、時間をずらしながら出走させるスタート方式であるウェーブスタート（時差スタート）を採用しており、国内においても本方式による運営を認めている。また、記録については、ウェーブごとにグロスタイムとネットタイムを計測することとする。

# 記録公認申請の方法

国内で行なわれる各種競技会の記録公認は、原則として日本陸上競技連盟（以下、「本連盟」という。）が行う。また、本連盟はすべての記録を保管する義務を有するので、加盟団体、協力団体が主催する競技会の記録は、本連盟に対して公認申請をする必要がある。

本連盟が主催する競技会及び日本実業団陸上競技連合（以下、「日本実業団」という。）並びに日本学生陸上競技連合（以下、「日本学連」という。）が主催する競技会のように、即時公認記録となる場合でも、公認申請が必要となる。

主管となる加盟団体あるいは協力団体は、すべての記録を競技会終了後30日以内に本連盟へ提出しなくてはならない。

## 1 記録公認の申請

### (1) 加盟団体、協力団体等が主催する場合

競技会終了後速やかに、競技会記録公認申請書及び正誤訂正済みのプログラム等を添えて本連盟競技運営委員会に申請する。

（紙媒体で申請する場合）

#### ① 提出書類（トラック&フィールド）

競技会で行なった種目により(a)、(b)及び(c)~(h)の必要な記録表を添付して申請する。なお、記録表等は陸連システム及びパソコン等で印刷したものでも構わない。

(a) 競技会記録公認申請書（陸連 No.28,29）

(b) プログラム（正誤修正済み）

(c) トラック競技（予選・準決勝・決勝）記録表（陸連 No.11）

(d) リレー種目（予選・準決勝・決勝）記録表（陸連 No.12）

(e) 走高跳・棒高跳記録表（陸連 No.13）

(f) 走幅跳・三段跳記録表（陸連 No.14）

(g) 投てき種目記録表

砲丸投・円盤投・ハンマー投・やり投（陸連 No.16）

(h) 混成競技記録得点表（陸連 No.15）

#### ② 提出書類（道路競技）

マラソン・競歩競技など各種ロードレース等については、公認コース等条件を満たしたもの。

- (a) 競技会記録公認申請書（陸連 No.28,29）
- (b) プログラム（正誤修正済み）
- (c) 道路競技成績記録表（陸連 No.10）

### ③ 提出先

日本陸上競技連盟 競技運営委員会  
（陸上競技マガジン編集部内）

#### （電子申請の場合）

本連盟競技運営委員会競技部分室より指示を受けたシステムで申請を行う。提出書類については、紙媒体の場合と変更はないが、競技会記録公認申請書（陸連 No.28,29）の公印は省略して良いものとする。

## (2) 公認申請の際の留意点

- ① 記録用紙は本連盟が定めている様式を参考にする。（第132条 [国内] を参照）
- ② 出場した競技者の登録陸協が複数の都道府県にまたがる場合は、所属欄に登録陸協名を記入する。  
※大学生については、出身高校の所在する都道府県に登録していることが多いので、必ず記入すること。また、同じ所属名でありながら、登録陸協の異なる場合があるので注意する。
- ③ 風の関係する種目の「風力」や2日以上に渡る競技会では各種目の実施日等の記入を忘れないこと。
- ④ ハードルの高さや投てき物の重さを必ず記入する。
- ⑤ 外国で出された記録に関しては、本人またはその所属するチーム担当者が当該種目の記録表または写しを提出する。

## 2 日本新(タイ)記録の申請

(日本記録・室内日本記録・U20日本記録・U20室内日本記録)

日本新(タイ)記録の申請は記録公認申請と同様、陸連主催大会では、記録は即時公認される。加盟団体、協力団体等が主催する大会で、日本記録と同じか上回る記録が出た場合は、トラック&フィールド及び道路競技は日本陸上競技連盟新(タイ)記録申請書(陸連No.30)また、混成競技は申請書(陸連No.31)で申請する必要がある。

(1) 日本陸連が主催する競技会、日本実業団並びに日本学連の主催する競技会の場合。

① 記録は即時公認となる取扱いは次の通りとする。

(a) 同じラウンドでは、従来の日本記録を基準としてその記録と同じか上回るすべての記録が日本記録となる。

(b) 前のラウンドで新たに複数の日本記録が出た場合は、その記録の中で最高のもので日本記録となっているので、次のラウンドではその記録と同じか上回る記録のみが日本記録となる。

※ この場合のラウンドとはトラック、フィールド共に、予選・決勝などの各々をさす。

② 日本実業団、日本学連はその主催する競技会で日本記録が出た時は直ちに本連盟に通知し、その後速やかに必要書類(下記(2)と同じ)を提出する。

(2) 前記(1)以外の競技会の場合。

① 競技会終了後当該加盟団体が速やかに下記の書類を添付して、本連盟に日本記録公認を申請する。(第265条日本記録の項を参照)

- ・日本陸上競技連盟新(タイ)記録申請書(陸連No.30)
- ・競技会プログラム(訂正済みのもの)
- ・当該種目の全記録表(予選から決勝までの全記録)
- ・トラック競技で写真判定装置が使用された場合は、その判定写真。

② 国外の競技会の場合は、本人またはその所属するチーム担当者が当該種目の記録表または写しと、主催者発行の記録証明書

を提出する。

(3) 提出先

日本陸上競技連盟 競技運営委員会 競技部 (陸連事務局)

(4) 申請にあたっての留意点

- ① 競技会時の最新の日本記録を基準に、その記録と同じか上回った記録のすべてを日本記録として申請する。
- ② 同じ競技会で同一人が同種目で複数回樹立した場合もラウンドが異なっていればすべて申請する。
- ③ U20日本新(タイ)記録申請については、競技者の生年月日を必ず記入すること。(第260条世界記録の細則20を参照)
- ④ 800mまでの日本記録は本連盟承認の写真判定装置によって記録された時間だけが申請できる。(第260条世界記録の細則22を参照)
- ⑤ 室内競技を含め、日本記録(オリンピック種目のみとする)が樹立された場合、ドーピング検査を24時間以内に受ける必要がある。主催者は本連盟事務局員にただちに電話連絡を行い、ドーピング検査の実施方法について確認する。  
(医師：「競技会ドーピング検査(ICT)の手順」参照)

### 3 申請の流れ

記録公認申請・日本記録申請の方法は、以下(1)(2)のように大会主管団体により異なるので注意を要する。各々競技会終了後、速やかに送付すること。

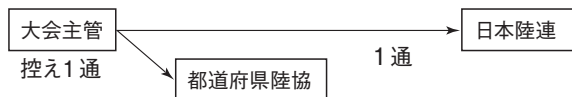
(1) 47加盟団体、協力団体、加入団体(郡市町村陸協等)

記録公認申請書は、大会を主管した団体が記録公認申請書を必要部数作成して、陸連に1通と都道府県陸協に控え1通を残すこと。また、加入団体等が主管した場合は、陸連と都道府県陸協に各1通を提出し、主管団体に控え1通を残すこと。

① 加盟団体・協力団体



② 加入団体等

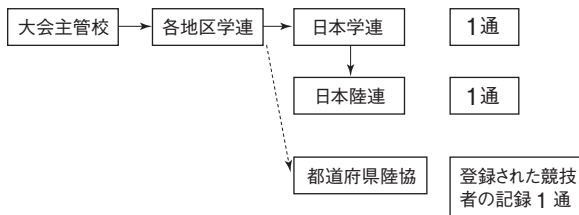


(2) 日本学生陸上競技連合

日本学生陸上競技連合加盟校競技者は、出身高等学校所在地の都道府県、大学所在地の都道府県または、居住地の都道府県のうち、いずれか1つに登録する3つの方法があることから各種大会を主催した大学は記録公認用申請書を必要部数作成して1通は控え、残りを地区学連に提出する。

地区学連は、日本学連に2部提出する。また、学生が登録する都道府県陸協に登録競技者分を提出する。

日本学連は申請書を確認し2部のうち1部を陸連に提出する。





# 競技会記録公認申請書(記載例)

西暦

2014年12月1日

公益財団法人 日本陸上競技連盟

会長 ○○ 殿

印

申 請 者 東 京 元

申 請 者 住 所 東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 2-×-×

下記の通り競技会を開催いたしましたので、同封のトラック競技予選・準決勝・決勝記録表、リレー予選・準決勝・決勝記録表、走高跳・棒高跳記録表、走幅跳・三段跳記録表、砲丸投・円盤投・ハンマー投・やり投記録表、新記録申請書各1部及び正誤訂正済みのプログラム1部を添付の上、記録公認を申請いたします。  
(なお、記録表を印刷したもので、上記記録表に代えることができます)

## 記

1. 競技会の名称 : ゴールデングランプリ東京  
コード

競技会 

1	3	5	0	0	3	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---

2. 主 催 者 : 西新宿 陸上競技協会

競技場コード 

1	3	1	0	1	0
---	---	---	---	---	---

3. 競 技 場 : 国立霞ヶ丘陸上競技場

4. 開 催 日 : 2014年11月30日(日)～ 月 日( )

5. ハードルと投てきの規格

ハ ー ド ル 競 技			投 て き 競 技				
男子 110m H	男子 100m H	男子 80m H	男子砲丸投	男子円盤投	男子ハンマー投	男子やり投	
レ 1.067m/9.14m	0.838m/8.50m	0.700m/7.0m	レ 7.260 k g	レ 2.000 k g	レ 7.260 k g	レ 800 g	
0.991m/9.14m			6.000 k g	1.750 k g	6.000 k g	700 g	
0.914m/9.14m			5.000 k g	1.500 k g	5.000 k g		
			4.000 k g	1.000 k g			
女子 100m H		女子 80m H	女子砲丸投	女子円盤投	女子ハンマー投	女子やり投	
レ 0.838m/8.50m		0.700m/7.0m	4.000 k g	1.000kg	4.000 k g	600 g	
0.762m/8.50m			2.720 k g				
0.762m/8.00m							

\* 実施した種目にチェック(レ)してください。

2014.11 改訂 (陸連 No.30)



# ゼロコントロールテスト立会者・判定写真確認者 用紙

競技年月日 : 2017年 9月 9日

写真判定装置 メーカー名 : OOOO

メーカー型番 : 12345

## ゼロコントロールテスト 立会者

担 当

氏 名

スタート審判長(トラック審判長)

署 名

写真判定主任

署 名

## 判定写真 確認者

担 当

氏 名

写真判定主任

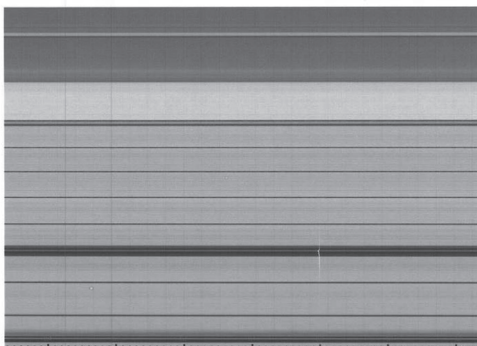
署 名

写真判定員

署 名

テスト実施時刻 2017/09/09 07:58:45

タイム  
0.000



トラック審判長:

署名

スターター主任:

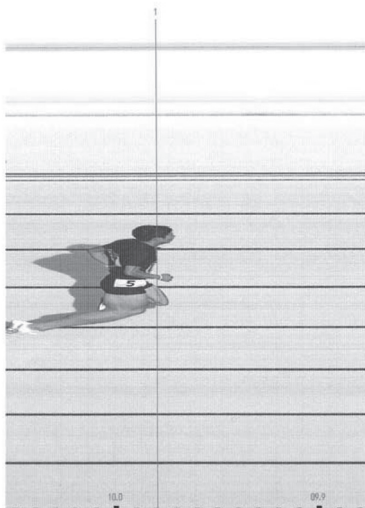
署名

写真判定主任:

署名

ゼロコントロールテスト結果

陸上競技場



【 記 録 表 】

Time:16:25:21 Page: 1

天皇賜盃 第86回日本学生陸上競技対校選手権大会

主 催:公益社団法人日本学生陸上競技連合  
協 賛:ミスノ  
競技場:福井運動公園陸上競技場

\*\*\*\*\*  
\* 男子 100m 決勝 \*  
\*\*\*\*\*  
測定区分:電計0.01秒

2017-09-09 15:30

世界記録【WR】 9.58 U.ボルト (ジャマイカ) 2009  
日本記録【NR】 10.00 伊東 浩司 (富士通) 1998  
日本学生記録【UR】 10.01 桐生 祥秀 (東洋大) 2016  
大会記録【GR】 10.08 桐生 祥秀 (東洋大) 2016  
参加標準記録 A 10.45 / B 10.56

風:+1.8

順位	レーン	No.	氏 名	所属団体名	記録	備 考
1	5	257	陸上 太郎	〇〇A C	9.98	NNR NGR NUR
2	3	799			10.07	NGR
3	4	205			10.31	
4	6	406			10.32	
5	7	510			10.36	
6	2	204			10.36	
7	8	206			10.41	
8	1	673			10.51	

( NNR:日本新記録 / NGR:大会新記録 / NUR:日本学生新記録 )



## Application for an Asian Record ROAD RUNNING EVENT

This form must be completed and dispatched within 30 days of the World Record performance (cf: Rule 260.6) to:

INTERNATIONAL ASSOCIATION OF ATHLETICS FEDERATIONS  
6-8 Quai Antoine 1er, BP 359, MC 98007 Monaco Cedex

APPLICATION IS HEREBY MADE FOR THE RATIFICATION OF THE FOLLOWING RECORD, IN SUPPORT OF WHICH THE BELOW INFORMATION IS SUBMITTED: *(Please type or use block capitals, tick where appropriate.)*

### APPLICATION DATA

Event (e.g. 15km, Marathon):	Marathon	<input checked="" type="checkbox"/> Men	<input type="checkbox"/> Women
Record Time Claimed (e.g. 41:13, 2:03:38):	2:05:50		
Full Name of Athlete:	OSAKO, Suguru		
Country of Athlete:	Japan		
For Relay Events, the full names of all team members, in the order of running:			
Name of Competition:	Bank of America Chicago Marathon 2018		
Date of Event:	7 October 2018	Time of Event:	7:30am
City / Course:	Chicago, IL, USA / Chicago Marathon Course		
Country:	United States of America		

### RESULTS OF COMPETITION

	Name	Country	Result
1st:	FARAH, Mo	GBR	2:05:11
2nd:	Bayih, Mosinet Geremew	ETH	2:05:24
3rd:	OSAKO, Suguru	JPN	2:05:50

### STARTER

I certify that the start of the race was in accordance with IAAF Rules.	
Starter:	DRENNAN, Bill
Signature:	署 名

### FULLY AUTOMATIC TIMING (if applicable)

Make of Timing Device:	FinishLynx
Official Time Recorded:	2:05:50
Chief Photo Finish Judge:	KRUPA, Jon
Signature:	署 名

<b>TRANSPONDER TIMING (if applicable)</b>	
Type and Make of Transponder:	MYLAPS BibTag UHF Foam Tag
Official Time Recorded:	2:05:50
Chief Transponder Timing Judge:	KRUPA, Jon
Signature:	署 名

<b>HAND TIMING (if applicable)</b>			
I, the undersigned official timekeeper of the event mentioned on this form, do hereby certify that the time set opposite my signature was the exact time recorded by my watch and that the watch used by me has been certified and approved by my National Federation.			
Time:	Name:	Signature:	
Time:	Name:	Signature:	
Time:	Name:	Signature:	
I confirm that the above Timekeepers exhibited their watches to me and that the times were as stated.			
Chief Timekeeper or Referee:			
Signature:			


<b>COURSE</b>			
I, an "A" or "B" grade IAAF/AIMS approved course measurer, hereby certify that I have measured the course over which this event was held.			
Measured Race Distance:	42.195km		
The start and finish points of the course, measured along a theoretical straight line between them, are not further apart than 50% of the race distance.	<input checked="" type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No	
The decrease in elevation between the start and finish does not exceed one in a thousand, i.e. 1m per km.	<input checked="" type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No	
Measurer:	MARQUEZ, Neyl	Qualification:	IAAF-AIMS A
Signature:	署 名		

<b>VALIDATION</b>			
I, an "A" or "B" grade IAAF/AIMS approved course measurer in possession of the complete measurement data and maps, certify that the course measured was the course run by the athlete.			
Measurer:	MARQUEZ, Neyl	Qualification:	IAAF-AIMS A
Signature:	署 名		

**DOPING CONTROL**


I, a member of the Doping Committee for the Competition, certify that a sample for a doping test was obtained in accordance with IAAF Rules from the above mentioned athlete in my presence and dispatched to the following accredited laboratory:

NOTE: For relays, samples must be obtained from ALL members of the team.

Date and Time of Doping Sample Collection:	7 October 2018, 10:56
Testing Laboratory:	SMRTL, United States
Doping Control Officer:	MOORE, Kristi
Signature:	

**GUARANTEE BY REFEREE**

I hereby certify that all the information recorded on this form is accurate, that the officials conducting the Competition were duly qualified and that the appropriate IAAF Competition Rules were complied with.

Referee:	SAVAGE, Patrick
Signature:	

**THE FOLLOWING MUST BE ENCLOSED WITH THIS APPLICATION**


The printed programme of the Competition, the complete results of the event including the Photo Finish and Zero Test image in the case of a record where Fully Automatic Timekeeping was in operation, Judges' Score Sheet, Official Results, Measurement and Re-measurement Report, Doping Control Form.

*Additional Information For Historical Purposes*

Weather Conditions:	Start 7:30am 60F RH82% / Halfway 8:33am 60F RH79%/ Finish 9:35am 61F RH80%
Intermediate Times:	5km 14:53 / 10km 30:12 / 15km 45:07 / 20km 59:51 / HALF 1:03:04 / 25km 1:15:19 / 30km 1:29:46 / 35km 1:44:17 / 40km 1:58:59
If Available:	<input type="checkbox"/> Video of the Record for IAAF Use <input type="checkbox"/> Photograph of the Athlete <input type="checkbox"/> Press Cuttings

**RECOMMENDATION BY IAAF MEMBER FEDERATION**

The undersigned IAAF Member hereby certifies that it is satisfied with the accuracy of this application and recommends it for acceptance:

IAAF Member Federation:	Japan Association of Athletics Federations
President or CEO: (Name)	Hiroshi YOKOKAWA
Signature:	

**IAAF APPROVAL**

IAAF President	Date	IAAF CEO
----------------	------	----------